

株式会社新生銀行

証券コード 8303

第15期 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成27年6月17日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
日本橋室町野村ビル 6階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに
役員退職慰労金制度廃止に伴う常勤取締役への打ち切り支給の件
- 第4号議案 退任取締役(社外取締役)に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う社外取締役・監査役への打ち切り支給の件
- 第6号議案 常勤取締役に対するストック・オプションの導入および具体的な内容決定の件
- 第7号議案 取締役の報酬等の限度額改定の件

目次

第15期定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……………	3
(提供書面)	
第15期事業報告 ……………	16
連結計算書類 ……………	50
計算書類 ……………	53
監査報告書 ……………	57

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**会場受付にご提出**ください。

日時 平成27年 6月17日(水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成27年 6月16日(火曜日) 午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

詳細は次頁をご覧ください



パソコン、スマートフォン(ただし一部機種を除く)または携帯電話から議決権行使サイト(<http://www.web54.net>)^{ウェブ行使}にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

行使期限 平成27年 6月16日(火曜日) 午後5時まで

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成27年6月16日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。
2. パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
3. 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、スマートフォンを含む一部の機種ではご利用いただけません。）


（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル  0120-652-031（午前9時～午後9時）

議決権行使以外のご照会  0120-782-031（午前9時～午後5時、土日休日を除く）

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社へお問い合わせください。
電磁的方法による招集通知の受領を承諾された株主さまが議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。上記専用ダイヤルまでご請求ください。

証券コード 8303
平成27年5月27日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株 式 会 社 新 生 銀 行
代表取締役社長 当 麻 茂 樹

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、前記「議決権行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成27年6月16日（火曜日）午後5時までにご到着するよう議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 平成27年6月17日（水曜日）
午前10時 開会（午前9時 受付開始）
- 2. 場 所** 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル 6階 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第15期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役7名選任の件
- 第2号議案** 監査役1名選任の件
- 第3号議案** 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う常勤取締役への打ち切り支給の件
- 第4号議案** 退任取締役（社外取締役）に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案** 役員退職慰労金制度廃止に伴う社外取締役・監査役への打ち切り支給の件
- 第6号議案** 常勤取締役に対するストック・オプションの導入および具体的な内容決定の件
- 第7号議案** 取締役の報酬等の限度額改定の件

以上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類」及び「計算書類」の「注記表」につきましては、法令及び当行定款第13条に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.shinseibank.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面の連結計算書類及び計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、本招集ご通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト（<http://www.shinseibank.com>）に掲載いたしますのでご了承ください。

当日ご出席いただけない株主さまが後日株主総会の模様をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第15期定時株主総会の模様を一定期間公開する予定です。なお、ご出席の株主さまの映像は公開いたしません。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役を1名増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者富村隆一氏は、現在当行の監査役ですが、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> く どう ひで ゆき 工 藤 英 之 (昭和38年9月1日生)	昭和62年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 平成13年5月 みずほ証券株式会社投資銀行部門アドバイザリー第2部部长 平成15年8月 エートス・ジャパン・エルエルシー アクイジショングループディレクター 平成17年5月 同社マネージングディレクター 平成18年6月 MID都市開発株式会社代表取締役社長 平成19年3月 同社取締役副会長 平成19年6月 エートス・ジャパン・エルエルシー 投資部門マネージングディレクター 平成22年9月 当行常務執行役員法人・商品部門副部門長 平成23年4月 当行常務執行役員ストラクチャードファイナンス本部長 平成25年4月 当行常務執行役員チーフリスクオフィサー・リスク管理部門長 平成27年4月 当行常務執行役員（現任）	普通株式 1,578株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> なか むら ゆき お 中 村 行 男 (昭和29年9月5日生) 【取締役会への出席状況】 8 / 8回 (100%)	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長 平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長兼オペレーショナルリスク管理部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄本部長 平成22年6月 当行代表取締役専務執行役員チーフリスクオフィサー・リスク管理部門長 平成25年4月 当行代表取締役副社長 チーフオブスタッフコーポレートスタッフ部門長 平成27年4月 当行代表取締役副社長（現任）	普通株式 12,841株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> J.クリストファー フラワーズ (昭和32年10月27日生) 【取締役会への出席状況】 8/8回 (100%)	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成14年11月 J. C. フラワーズ社マネージングディレクター兼最高経営責任者 (現任) 平成19年8月 ケスラーグループ アドバイザリーボードメンバー (現任) 平成20年9月 フラワーズ・ナショナル銀行会長 (現任) 平成24年5月 NIBCホールディング スーパーバイザリーボードメンバー (現任)	普通株式 76,753,748株
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> アーネスト M.比嘉 ^{ひが} (昭和27年10月15日生) 【取締役会への出席状況】 8/8回 (100%)	昭和51年4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ入社 昭和58年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会特別理事 (現任) 平成21年5月 コロンビアビジネススクール理事 (現任) 平成22年2月 株式会社ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長 平成22年6月 株式会社ジェーシー・コムサ取締役 (現任) 平成23年3月 ウェンディーズ・ジャパン合同会社設立最高経営責任者 (現任) 平成23年4月 公益社団法人経済同友会幹事 (現任) 平成25年6月 当行取締役 (現任) 平成27年4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長兼社長 (現任)	普通株式 8,550株
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> か 児 ^{しげる} (昭和18年9月20日生) 【取締役会への出席状況】 8/8回 (100%)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所 (現 株式会社東京金融取引所) 常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役 (現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授 平成26年4月 同大学特任教授 (現任)	普通株式 112,462株
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> まき ばら じゆん 槇 原 純 (昭和33年1月15日生) 【取締役会への出席状況】 8/8回 (100%)	昭和56年9月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成4年11月 同社パートナー 平成8年11月 同社東京支店共同支店長 平成12年7月 株式会社ネオテニー取締役会長 平成18年6月 マネックスグループ株式会社取締役 (現任) 平成23年6月 当行取締役 (現任) 平成26年9月 フィリップモリスインターナショナル取締役 (現任)	普通株式 200,000株

	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
7	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 </div> <p>とみ むら りゅう いち 富 村 隆 一 (昭和34年2月17日生)</p>	<p>昭和58年10月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年10月 株式会社リクルート (現 株式会社リクルートホールディングス) ネットワークインテグレーション事業部長 平成6年1月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社常務取締役 平成14年10月 IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社常務取締役 IBMコーポレーション ビジネスコンサルティングサービス アジア・パシフィック ヴァイスプレジデント 平成16年2月 日本テレコム株式会社 (現 ソフトバンクモバイル株式会社) 代表執行役員副社長 平成19年12月 株式会社RHJインターナショナル・ジャパン代表取締役 平成22年4月 株式会社シグマクス取締役副社長 (現任) 平成24年8月 株式会社プラン・ドゥ・シー取締役 (現任) 平成26年6月 当行監査役 (現任)</p>	0株

- (注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当については事業報告 (35頁) に記載しております。
2. 取締役会への出席状況は、平成26年6月の定時株主総会後から平成27年4月末までに開催された取締役会について記載しております。
3. 取締役候補者の「略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況」において「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。
4. 取締役候補者のうち工藤英之氏及び中村行男氏は、取締役選任後に開催される取締役会において銀行の常務に従事する取締役として選任される予定です。両候補者は、いずれも銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
5. 候補者と当行との特別の利害関係について
- (1) 当行は、J. クリストファー フラワーズ氏が設立し、マネージングディレクター兼最高経営責任者をつとめる投資助言会社であるJ. C. フラワーズ社が助言を行うJCF Associates II Ltd.及びJCF Associates III Ltd.がそれぞれ運営するJ.C. Flowers II L.P.及びJ.C. Flowers III L.P.に対して出資を行っています。
 - (2) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を引受けました。加えて、平成23年3月、当行が行った海外募集による新株式発行に際し、同投資ヴィークル及びJ. クリストファー フラワーズ氏は、合計で172,000千株の新規発行普通株式を取得しました。
J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。
 - (3) 当行は、NIBCホールディングに対して、J. C. フラワーズ社が助言を行う投資組合を通じて、間接的に投資を行っていますが、NIBCホールディングを間接的に支配しているNew NIB リミテッドに対し、J. クリストファー フラワーズ氏が49%の議決権を保有しております。

- (4) 当行は、J. クリストファー フラワーズ氏がアドバイザーボードメンバーであるケスラーグループに対して、上記J.C. Flowers II L.P.を通じて、間接的に投資を行っています。J.C. Flowers II L.P.は、ケスラーグループの25.5%の議決権を保有しております。
 - (5) 富村隆一氏が平成24年6月に代表取締役を退任した株式会社RHJインターナショナル・ジャパンと当行との間には、富村隆一氏の同社在任期間から現在に至るまで取引及び資本関係はありません。その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
6. 責任限定契約の内容の概要について
- 取締役候補者のうちJ. クリストファー フラワーズ、アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純の各氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、各取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記4名の再任が承認された場合、当行は4名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、新任の取締役候補者の富村隆一氏は、社外監査役として当行と上記と同内容の責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に選任された場合、当行は同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を改めて締結する予定であります。
7. J. クリストファー フラワーズ、アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純、富村隆一の各氏は社外取締役候補者であります。
8. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
 - ① J. クリストファー フラワーズ氏につきましては、銀行業務、金融サービス業及び金融業務全般についての専門性と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ② アーネスト M. 比嘉氏につきましては、消費者を対象とした事業の経験と高い見識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ③ 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ④ 榎原 純氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また、国内及び国外での経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑤ 富村隆一氏につきましては、企業経営者及びコンサルタントとしての豊富な経験と情報システムを含む幅広い知識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - (2) 社外取締役候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について
当行は、平成26年10月30日に、池袋労働基準監督署から、時間外労働に対する割増賃金の支払いなどについての是正勧告及び指導を受けました。社外取締役候補者J. クリストファー フラワーズ、アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純の各氏は、日頃から取締役会において法令遵守の徹底について注意喚起をしており、当該事実の発生後は、労働基準法その他法令の遵守体制の一層の強化を求めるなど、必要な対応を行っております。
 - (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。

- (4) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役及び社外監査役である者が社外取締役及び社外監査役に就任してからの年数について
- ① J. クリストファー フラワーズ氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算14年3ヶ月であります。
 - ② アーネスト M. 比嘉氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。
 - ③ 可児 滋氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって11年であります。
 - ④ 榎原 純氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって4年であります。
 - ⑤ 富村隆一氏は、現在当行の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって1年であります。
9. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、富村隆一氏につきましても、取締役を選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役富村隆一氏は、本定時株主総会終結時をもって辞任いたします。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本候補者は辞任された監査役の補欠として選任される者ではなく、その任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> 渋谷道夫 (昭和20年6月5日生)	昭和46年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和49年4月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 昭和52年7月 ピートマーウィックミッチェル(現 KPMG)ロスアンゼルス事務所駐在 平成3年5月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 平成12年5月 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)常任理事 平成20年8月 新日本有限監査法人社員評議会委員およびアーンストアンドヤンググローバル アドバイザリーカウンシル委員 平成22年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和常勤監査役 平成23年5月 株式会社良品計画監査役 平成26年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和監査役(現任)	0株

- (注) 1. 監査役候補者の「略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況」において「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。
2. 監査役候補者の渋谷道夫氏は銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
3. 候補者と当行との特別の利害関係について
候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
4. 責任限定契約の内容の概要について
監査役候補者渋谷道夫氏が選任された場合は、同氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、同氏が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。
5. 渋谷道夫氏は社外監査役候補者であります。

6. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
渋谷道夫氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験および上場会社の監査役としての経験に基づくコーポレート・ガバナンス等に関する知見を当行監査に反映していただくため社外監査役として選任をお願いするものです。
 - (2) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不正な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。
 - (3) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
渋谷道夫氏につきましては、公認会計士としての専門的知見と他社の監査役として豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。
7. 当行は、渋谷道夫氏が監査役に選任された場合には、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う常勤取締役への打ち切り支給の件

本定時株主総会終結時をもって取締役を退任されます当麻茂樹氏に対し、その在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、当行は、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結時をもって廃止することを平成27年5月12日開催の取締役会で決定いたしました。これに伴い第1号議案「取締役7名選任の件」を原案通りご承認いただくことにより重任される常勤取締役の中村行男氏の労に報いるため、退職慰労金を打ち切り支給したいと存じます。

つきましては、当行の定める役員退職慰労金規程に従い、退職慰労金を贈呈し、および、退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、本議案をご承認いただくことにより今回支払うこととする金額は総額90,000千円を上限とします。また、打ち切り支給の時期につきましては、当行役員退任以降とすることを予定しております。

退任取締役および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる常勤取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
とうま しげき 当麻茂樹	平成22年5月 当行顧問 平成22年6月 当行代表取締役社長（現任）
なかむら ゆきお 中村行男	平成20年6月 当行執行役 平成21年10月 当行常務執行役 平成22年6月 当行代表取締役専務執行役員 平成25年4月 当行代表取締役副社長（現任）

第4号議案 退任取締役（社外取締役）に対する退職慰労金贈呈の件

平成25年6月19日に社外取締役を退任されました高橋弘幸氏および平成23年6月22日に社外取締役を退任されました松本 大氏の2名に対し、その労に報いるため、当行の定める役員退職慰労金規程に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。本議案をご承認いただくことにより今回支払うこととするその具体的金額は以下のとおりであります。贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任社外取締役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略	歴	贈呈金額
たか 高 はし 橋 ひろ 弘 ゆき 幸	平成18年6月 平成25年6月	当社社外取締役 当社社外取締役退任	3,375千円
まつ 松 もと 本 おおき 大	平成20年6月 平成23年6月	当社社外取締役 当社社外取締役退任	1,125千円

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う社外取締役・監査役への打ち切り支給の件

当行は、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結時をもって廃止することを平成27年5月12日開催の取締役会で決定いたしました。

これに伴い社外取締役のJ. クリストファー フラワーズ氏、アーネスト M. 比嘉氏、可児滋氏、榎原 純氏、ならびに、常勤監査役永田信哉氏、社外監査役の志賀こず江氏、および、富村隆一氏に対し、その労に報いるため、当行の定める役員退職慰労金規程に従い、退職慰労金を打ち切り支給したいと存じます。本議案をご承認いただくことにより今回支払うこととするその具体的金額は以下のとおりであります。贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、今後も当行役員たる地位を有する者については、贈呈の時期を各人の役員退任以降とすることを予定しております。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる役員各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴	贈呈金額
J. クリストファー フラワーズ	平成12年3月 当行社外取締役（現任）	5,625千円
アーネスト M. 比嘉	平成25年6月 当行社外取締役（現任）	2,250千円
可児 滋	平成16年6月 当行社外取締役（現任）	5,625千円
榎原 純	平成23年6月 当行社外取締役（現任）	4,500千円
永田 信哉	平成24年6月 当行常勤監査役（現任）	20,000千円
志賀 志江	平成22年6月 当行社外監査役（現任）	6,250千円
富村 隆一	平成26年6月 当行社外監査役（現任）	1,250千円

第6号議案 常勤取締役に対するストック・オプションの導入および具体的な内容決定の件

当行の取締役の報酬等の限度額は、第7号議案「取締役の報酬等の限度額改定の件」が原案どおり承認されますと、年額180百万円以内（うち社外取締役60百万円以内）となりますが、この報酬等の限度額とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額50百万円以内の範囲で、常勤取締役に割り当てることにつきご承認をお願いするものであります（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。また、社外取締役は支給対象外とします。）。

このストック・オプションを常勤取締役に割り当てる理由は、今般、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結時をもって廃止することに鑑み、株価変動のリスクとメリットを株主の皆さまと共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への常勤取締役の貢献意欲を高めるためであり、報酬等の額は、当行における常勤取締役の貢献度等諸般の事項を基準としております。

ストック・オプションの具体的内容は以下のとおりであり、新株予約権の割当てを受けた取締役にに対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。なお、支給時期、配分等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役の員数は7名（うち常勤取締役2名）となります。

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当行が普通株式につき、株式分割（当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- (2) 新株予約権の総数
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は6,000個を上限とする。
- (3) 新株予約権の払込金額
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当行取締役会において定める額とする。
なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当行の取締役会において定めるものとする。
- (6) 新株予約権の行使条件
 - ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ② その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当行の取締役会において定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他の新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当行の取締役会において定めるものとする。

第7号議案 取締役の報酬等の限度額改定の件

当行の取締役の報酬等の限度額は、平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会において、年額180百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とご承認いただき、今日に至っておりますが、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認されますと社外取締役が1名増員する（取締役7名中、社外取締役の員数は5名となる）ことから、取締役の報酬等の限度額のうち、社外取締役の報酬等の限度額を年額60百万円以内に改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬等の限度額（社外取締役分含む）は、従来どおり、年額180百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきます。

なお、第6号議案「常勤取締役に対するストック・オプションの導入および具体的な内容決定の件」が原案どおり承認されますと、常勤取締役については、上記報酬等とは別枠で、ストック・オプションとしての新株予約権が年額50百万円以内の範囲で、常勤取締役に割り当てられることとなります。

以 上

(提供書面)

第15期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループ(平成27年3月31日現在、当行、子会社270社(うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社および新生プリンシパルインベストメンツ株式会社等の連結子会社179社、非連結子会社91社)、および関連会社20社(日盛金融控股股份有限公司等の持分法適用会社19社、持分法非適用会社1社)により構成)は、『法人部門』、『金融市場部門』および『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人部門』、『金融市場部門』および『個人部門』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行および関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

『法人部門』の「法人営業本部」セグメントは事業法人、公共法人向けの金融商品・サービスおよびアドバイザリー業務、ノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、スペシャルティファイナンス(企業買収ファイナンス等)に関する金融商品・サービスおよび信託業務を、「プリンシパルトラザクショング本部」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービスを、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを、「その他法人部門」セグメントは、アセットバック投資等を提供しております。

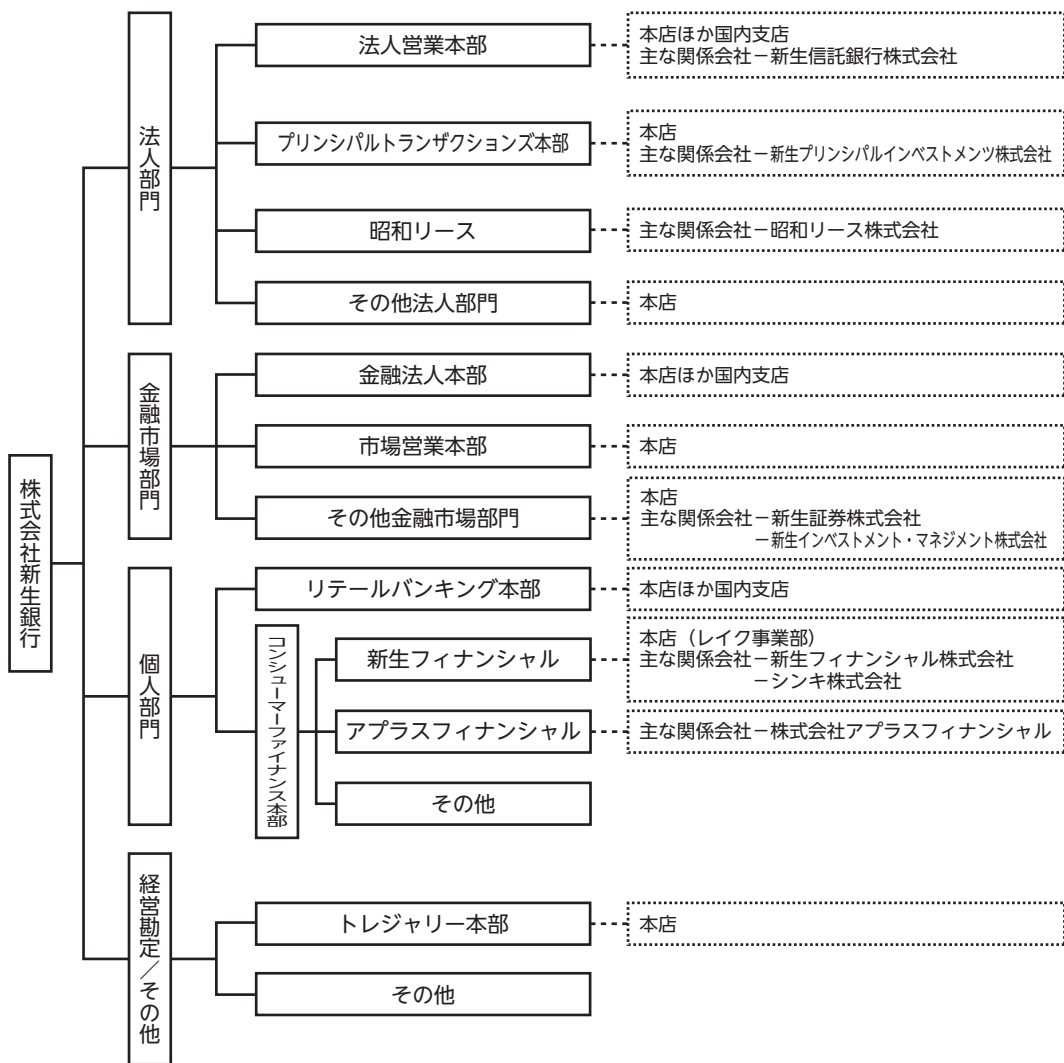
『金融市場部門』の「金融法人本部」セグメントは

金融法人向けの金融商品・サービスを、「市場営業本部」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場部門」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務およびウェルスマネジメント業務等を提供しております。

『個人部門』の「リテールバンキング本部」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、新生フィナンシャル株式会社(以下「新生フィナンシャル」)、シンキ株式会社および当行における個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローン レイク」による消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントは個別信用購入斡旋、クレジットカード、信用保証、融資および集金代行サービスを提供しております。また、『個人部門』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部およびその他子会社の損益が含まれております。

『経営勘定/その他』の「トレジャリー本部」セグメントは、ALM業務、資本性の資金調達業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



【金融経済環境】

当事業年度において、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動等により、個人消費や企業の生産活動の動きは概して弱いものとなりましたが、個人消費については消費増税から回復の動きがなお鈍いものの、雇用情勢は着実に改善、企業収益も全体としては好調、消費者物価は緩やかな上昇を示すなど、日本経済は弱さがみられたものの引き続き緩やかな回復基調を維持しました。

こうした中、政府は平成26年6月に、経済の好循環を継続させるために「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」及び「日本再興戦略」の改訂版を閣議決定し、法人税の実効税率の段階的引き下げや雇用・人材、医療・農業分野の「岩盤規制」に関する規制緩和を推進すること等を明確にしました。平成27年3月には、成長戦略の柱である法人減税や、景気の腰折れを回避すべく消費税10%への引き上げ延期などの税制改正が行われました。また、日銀は引き続き異次元の金融緩和策を推進し、平成26年10月には大規模な追加金融緩和策を決定しました。今後は、雇用・所得環境の改善が続く中で、原油価格下落の影響や政府等による各種施策の効果もあって、景気の緩やかな回復が続くことが期待されますが、そのためには民間の自助努力とともに政府等の真の政策実行力が求められます。また、依然として海外経済の下振れ懸念が景気の下押しリスクとなっており、引き続きこれらの動向を注視すべき状況にあるといえます。

金融市場を概観すると、まず国内金利については、長期金利（10年国債利回り）は、日銀の追加金融緩和策などで一時0.2%を割り込むなど最低を更新する展開となり、平成26年3月末は0.6%台であったものが、平成27年3月末には0.3%台に低下しました。また、短期金利は引き続き低水準で推移しました。次に為替相場については、日米欧の主要中央銀行とも金融緩和策を継続していますが、日銀の追加金融緩和策とは対照的に、米連邦準備理事会（FRB）は米国経済の回復

を踏まえて量的緩和を平成26年10月に終え、金融政策正常化に向けて利上げの環境づくりを進めるなど、日米の金融政策に対する姿勢の違いなどを背景にして、大幅な円安が進行し、平成27年3月末には米ドル円で120円台（平成26年3月末比約17円の円安）となりました。一方、ユーロ相場については、日銀の追加金融緩和策直後は円安に振れた時期もありましたが、平成26年6月及び平成27年1月の欧州中央銀行の追加金融緩和策などにより大幅なユーロ安が進行し、平成27年3月末にはユーロ円で129円台（同比約12円の円高）となりました。最後に日経平均株価については、当初は消費税率引き上げによる国内景気の先行き懸念等により下落傾向が強まり、平成26年4月から5月にかけて1万4,000円を割り込むことがありましたが、その後は米国株の上昇や円安を手掛かりに、企業業績の改善の影響もあって、平成27年3月末の終値は1万9,206円99銭（平成26年3月末比約4,379円上昇）となりました。

【企業集団を巡る当事業年度における事業の経過及び成果】

当行は、法人のお客さま向け業務を担う法人部門および金融市場部門と、個人のお客さまへのリテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門において、グループ全体で、幅広い金融商品・サービスを、お客さまの視点に立って、より効率よく、迅速に提供するよう努めてまいりました。

当行は、平成26年3月期から平成28年3月期までを対象期間として、「特色ある事業基盤の確立」、「収益の増加と財務体質の一層の改善」、「顧客から共感され、社会・市場から必要とされる金融グループへ」の三つを目標に掲げた「第二次中期経営計画」を策定しております。当事業年度は同計画の2年目に当たり、計画の達成に向けて各業務に邁進いたしました。各ビジネス分野における業務の取り組み状況は以下のとおりです。

法人業務

法人部門

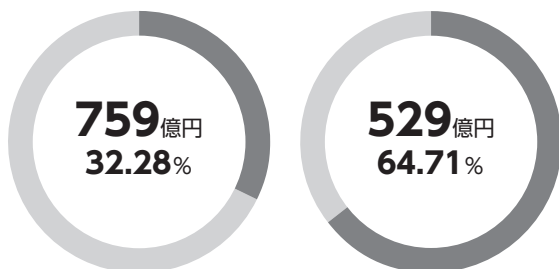
主な業務内容

- ・事業・公共法人営業 ・ヘルスケアファイナンス
- ・不動産ファイナンス ・スペシャルティファイナンス
- ・企業再生 ・クレジットトレーディング
- ・プライベートエクイティ ・アドバイザー業務
- ・リース業務（昭和リース） ・信託業務（新生信託）

構成比（注）

業務粗利益

与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人部門、金融市場部門、個人部門以外に経営勘定/その他があるため100%にはなっていません。

金融市場部門

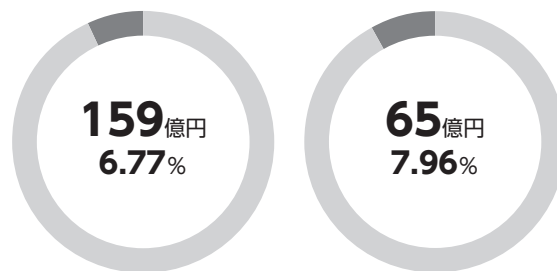
主な業務内容

- ・金融法人営業 ・市場営業
- ・アセットマネージメント ・ウェルスマネージメント
- ・証券業務（新生証券）

構成比（注）

業務粗利益

与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人部門、金融市場部門、個人部門以外に経営勘定/その他があるため100%にはなっていません。

主として事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザービジネスを中心に行う法人部門および金融市場・金融法人向けビジネスを行う金融市場部門において緊密な連携を図りながら、法人業務を積極的に推進してまいりました。

法人部門においては、事業参画を通じた企業・産業・地域の成長支援と、専門能力の強化・実践を基本戦略とし、医療・ヘルスケア、再生可能エネルギー、創業支援・企業再生支援などの重点分野における差別化を推進するとともに、当行の専門性のある分野などの一層の強化を図っております。

事業法人業務では、綿密な顧客セグメンテーションや取引構想の明確化によるメリハリの利いた組織的営業推進体制、リスク管理体制の高度化による迅速な審査体制を構築することで、顧客基盤の拡充と強化、良質な資産の一層の積み上げを図ってまいりました。また、不動産ファイナンスなどにおける不良債権処理が大きく進捗し、ポートフォリオの健全化が進展いたしました。

重点分野に対する取り組みとして、ヘルスケアファイナンスにおいては、投資家・オペレーター（介護・医療施設運営業者）などとの連携強化を図りながら業務拡大に努めており、平成26年4月には、ケネディクス株式会社など5社とヘルスケアREIT（Real Estate Investment Trust）の運用を目的とした資産運用会社を設立するなど、同REITの上場を目指した取り組みを進めています。再生可能エネルギー分野では、成長企業などがスポンサーとなる大規模太陽光発電所（以下「メガソーラー」）事業に対するプロジェクトファイナンスを推進しており、当事業年度は、メガソーラーに対する国際的なノウハウや知見を有する外資系プロジェクト関係者が参加する案件の組成、地域金融機関との協調による木質バイオマス発電事業へのシンジケートローンの組成、風力発電事業に対するプロジェクトファイナンスのアレンジなど、再生可能エネルギー分野における電源やストラクチャーの多様化にも積極的に取り組んでおります。

クレジットトレーディング業務およびプライベートエクイティ業務については、平成25年度に組成した新生プリンシパルインベストメンツグループにおいて、中小企業金融円滑化法の終了や高齢化の進展などの事業環境を見据えたコンサルティング機能を強化、事業法人のお客さまの長期固定化債権に対するソリューションの提供や、IPO投資先に対する成長支援強化による投資価値の増大などに注力しております。また、不動産ファイナンスについては個別案件のリスクのみならず不動産市況全体のリスクも十分踏まえた上で、取り

組みを強化しております。

海外業務では、法人のお客さまの海外展開支援については、株式会社フォーバルとの業務提携（平成26年3月提携）および、ベトナムの大手民間商業銀行 Military Commercial Joint-Stock Bank（平成26年3月提携）やマレーシアの大手商業銀行RHB Bank Berhad（平成27年1月提携）など地場の金融機関との業務提携を活用して、アジア地域における進出支援業務を拡大してまいりました。さらに平成26年7月に法人部門内に新設した国際業務部において、国際業務の拡大を目指して、戦略立案、業務推進機能、人材管理などを強化しております。また、アジア・オセアニア地域などを中心としたプロジェクトファイナンスや、欧州でのPFI（Private Finance Initiative）・PPP（Public-Private Partnership）などにも積極的に取り組んでまいりました。

法人部門の傘下にある昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）においては、主力の中堅・中小企業向け産業・工作機械や建設機械などへのリースに加えて、中古機械の売買を行うバイセル事業、動産・債権担保融資、環境配慮型商品の導入推進や再生可能エネルギー関連のファイナンス付与など、当行との連携を強化しながら、同社の強みや専門性を活かしたソリューションの提供に注力しております。平成26年10月には営業組織を改正し、従来、特定の注力業種を担当していた専門営業部門を「次世代ビジネス推進部門」に再編、競争力あるビジネスや商品の開発を推進するとともに、お客さまの担当はすべてエリア営業部門に移し、クロスセルを一層推進する体制を構築いたしました。

次に、金融市場部門では、市場関連業務においては、ソリューション型営業体制の強化による新規開拓の推進と既存のお客さまとの取引の深耕により、法人のお客さまのリスクヘッジにかかるデリバティブ取引が堅調に推移し、顧客基盤の拡大に進展がみられました。

アセットマネージメント商品の提供においては、金融法人向け私募投資信託の販売に加え、個人のお客さま向けに、世界のさまざまな債券に投資することで長期的な資産の成長を目指す債券ファンドを投入、NISA（少額投資非課税制度）を踏まえた商品ラインナップの拡充やNISAに対応したプログラムの導入推進により、投資信託の預り資産残高は堅調に積み上がりました。金融法人業務では、地方公共団体向けローンなどの売買・仲介や、再生可能エネルギーを中心とする新たなファイナンス案件の地域金融機関との協調が堅調に推移しました。また、当行の持つ商品・サービスに加え、子会社である新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）や株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）による地域金融機関との提携、昭和リースと信金中央金庫とのABL（動産担保融資）に関する提携など、当行グループが有する多様な機能・強みも提供しております。

なお、平成27年4月には、金融市場部門の金融法人本部を法人部門の法人営業本部に統合し、さらに、同年5月には法人部門内の本部制を廃止して同部門内の企画推進機能を法人企画部に集約するなどの組織変更を行い、法人営業体制の強化と法人部門のより一層の一体運営を進める体制といたしました。国際業務についての組織的な対応としては、海外業務戦略の施策推進を目的に平成27年4月に法人部門内に海外事業開発部を新設したうえで、同年5月に国際業務の企画推進・管理を当行全体として一元的に行うため、法人部門内の国際業務部をコーポレートスタッフ部門総合企画部に移管いたしました。

個人業務

個人部門

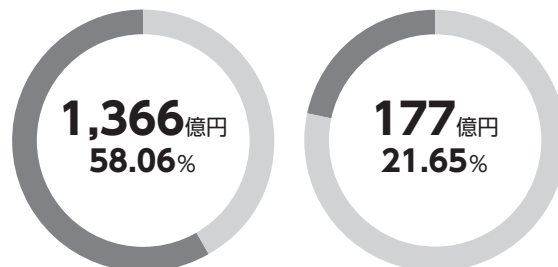
主な業務内容

- リテールバンキング
 - － 預金関連商品
（普通預金、定期預金、仕組預金、外貨預金）
 - － 資産運用業務
（資産運用相談、投資信託、保険商品）
 - － 住宅ローン
- コンシューマーファイナンス
 - － 無担保ローン
（新生銀行、新生フィナンシャル、シンキ）
 - － 個品割賦、決済、クレジットカード
（アプラスフィナンシャル）
 - － 保証業務
（新生フィナンシャル、アプラスフィナンシャル）

構成比（注）

業務粗利益

与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人部門、金融市場部門、個人部門以外に経営勘定/その他があるため100%にはなっていません。

個人部門では、銀行本体のリテールバンキング業務と銀行本体および子会社を通じたコンシューマーファイナンス業務を推進し、当行グループの個人のお客さ

まに対して革新的なソリューションを提供しております。当行は、グループ各社の商品・サービスをニーズに合わせて自由に利用できるお客さまを「コア顧客」と定義し、当行グループのさまざまなリソースを活用しながら、運用・決済・融資・コンサルティングなどの金融サービスを統合的に提供することで、コア顧客の拡大に注力してまいりました。

リテールバンキング業務では、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」）との業務提携（平成25年6月提携）により、同子会社、株式会社Tポイント・ジャパン（以下「Tポイント・ジャパン」）が発行する共通ポイントサービス「Tポイント」（※）を利用するT会員を対象とした当行総合口座の開設や商品・サービス利用時のTポイント付与を平成25年度から行っておりますが、Tポイントとの連携の拡大が新規顧客獲得および取引の活性化に寄与すると判断し、平成27年4月からTポイントを付与するプログラムを大幅に拡充いたしました。さらに、CCCが持つT会員データを活用したマーケティング戦略やTポイント提携企業での広告展開など、広範な営業展開にも取り組んでおります。また、マーケティング強化の一環として、ターゲットマーケティングを推進するために、顧客分析部を平成26年7月に新設いたしました。

資金運用商品については、当行のNISA口座を利用して、所定の投資信託を申し込むと購入時の申込手数料が無料となるプログラム「NISAプラス」を平成26年5月から開始するとともに、NISA対応を踏まえた商品ラインナップなどの拡充により、投資信託の拡販に注力してまいりました。また、円預金、外貨預金での取り込みや当行子会社の新生証券株式会社と連携して品揃えを強化した仕組債の販売、富裕層のお客さま向けの資金運用ニーズに対応する専用の私募投信の販売を推進しております。このうち、外貨預金については、お客さまが機動的な為替取引を行えるような環境の提供を目的に、米ドルなど5通貨における外貨預金為替手数料の引き下げを平成26年10月に実施、今後とも「外貨サービスの新生銀行」として、外貨関連の商品・サービスの拡充に努めてまいります。住宅ローンについ

ては、病児保育や家事代行サービスが受けられるクーポンを付与し、子育て世代、働き盛り世代を応援する新しいタイプの住宅ローン、「新生銀行パワースマート住宅ローン 安心パックW（ダブル）」が都市部を中心にお客さまの支持を得てきたことから、東京急行電鉄株式会社および同社のグループ会社と業務提携し、提供するサービスを拡充した「東急グループプラン」の取り扱いを平成27年4月から開始いたしました。

このような施策の結果、リテール口座は平成27年3月末で280万口座を超え、個人預金残高は、円定期預金でのキャンペーンに加え、仕組預金や2週間満期預金など多様な預金商品の提供を通じ、資金調達効率を高めつつ、同3月末現在で4.8兆円超となり、当行の安定的な資金調達基盤の確立に貢献しております。債券、投資信託、保険投資商品、仕組債を含む個人預り資産残高は、同3月末現在、5.8兆円超となりました。また、住宅ローン残高についても、平成27年3月末には1.2兆円に達しております。

コンシューマーファイナンス業務においては、当行グループを挙げて、積極的な事業展開を図っています。新生フィナンシャルの事業の一部を譲り受け、平成23年10月から銀行本体で開始した個人向け無担保ローン「新生銀行カードローン レイク」（以下「레이크」）については、お客さまのお取引の利便性の向上や、一層の差別化によるブランドイメージの向上などによる顧客基盤の拡大に注力してまいりました。平成27年1月にはスマートフォン用のアプリを導入するとともに、平成27年2月にはお客さまの視点に立った新しいブランドコンセプトを策定、新しいイメージキャラクターとしてAKB48を採用し、一斉に展開しています。この結果、平成27年3月末時点までの実績は、顧客数約40万人、貸出残高1,667億円と順調な推移を見せております。また、新生フィナンシャルにおいては、当行金融法人本部とも連携して、他の金融機関との提携による個人向け無担保ローンの信用保証業務の拡大に注力しており、平成26年10月にはオリックス銀行株式会社と、平成27年1月には株式会社池田泉州銀

行と保証業務契約を締結いたしました。

アプラスフィナンシャルについては、事業子会社のアプラスを中心にTポイント・ジャパンとの連携強化を図り、ヤフー株式会社が提供するオークションサイト「ヤフオク!」限定でTポイント付きネットオークションローンの取り扱いを平成26年6月から開始するなど、Tポイントを活用した施策展開などで事業の拡充を進めております。また、ペーパーレス化などによる顧客利便性の向上や業務の効率化を進め、注力業務であるショッピングクレジット事業、クレジットカード事業、決済事業に積極的に取り組んでいます。

グループの全体的な取り組みとしては、マーケティング機能の強化を図るべく、平成26年7月にグループマーケティング部を新設、グループ体となった業務運営に注力するとともに、法人部門や金融市場部門との間でも多様な連携・協力を進めています。また、今後のコンシューマーファイナンス業務の事業拡大を見据え、各社が培ってきたベストプラクティスの共有を図るため、グループ6社の本社機能を平成27年度上期に「住友不動産秋葉原ビル」（東京都千代田区）に移転・集約いたします。

当行は、今後とも、コンシューマーファイナンス業務の前向きな営業推進に全力で取り組み、従来の消費者金融専門市場に加えて、銀行カードローン市場において業務の拡大を図るとともに、引き続き信頼される貸し手として、無担保カードローン市場における地位の確立を目指してまいります。

海外における業務展開については、当行では、アジア地域での個人向け金融サービスへの対応を検討してまいりましたが、香港における個人のお客さま向け資産運用サービスを専門に行うために設立した新銀行、Nippon Wealth Limited, a Restricted Licence Bank（以下「NWB」）が平成27年4月に香港金融監督局から銀行免許を取得、平成27年度上期の本格開業に向けて引き続き準備を進めております。当行をはじめ、マネックスグループ株式会社、株式会社ADキャピタル、Convoy Financial Holdings Limited、東急リパブル株式会社を含む日本や香港の企業10社が出資し

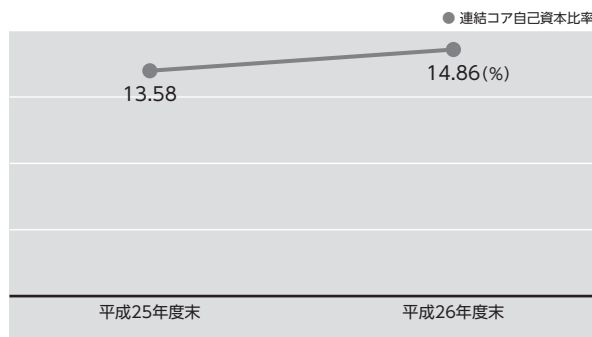
て、NWBの持ち株会社となるOJBC Co. Ltdを設立、この100%子会社として平成25年8月に設立されたNWBが香港での資産運用サービス展開を目指すもので、当行では、これにより、香港における資産運用ビジネスのノウハウを蓄積し、個人向け金融サービスのさらなる強化を検討してまいります。

(※) 「Tポイント」とは、Tポイント・ジャパンが展開する共通ポイントサービスで、平成27年2月末現在、会員数は5,278万人（アクティブ・ユニーク数）、Tポイント提携企業は全国121社約35万店舗に達しています。

(財務基盤)

当事業年度には、内部留保の着実な積み上げや不良債権の削減などにより、バーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は14.86%となっております。

連結コア自己資本比率（バーゼルⅢ、国内基準）



(震災への対応について)

東日本大震災で被災した地域の復興に向けた支援のため、当行およびグループ会社の社員から参加を募り、被災地でのボランティア活動を実施しております。当事業年度においては宮城県などの被災地域で2回に分けて実施したほか、平成27年1月には、宮城県南三陸町社会福祉協議会などから講師を招いた講演会も開催いたしました。また、平成26年6月には、当行およびグループ各社の社員からの募金により、宮城県

南三陸町の郷土芸能や夏祭りの支援を行うなど、被災地の復興の進展に応じた多様な支援活動を継続して実施しております。当行では、今後も被災地の一日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスの提供に努めてまいります。

(業績)

以上のような事業経過のもと、当事業年度の連結決算における経常収益は3,973億円(前事業年度比221億円増加)、経常費用は3,243億円(同比67億円減少)となり、この結果、経常利益は730億円(同比289億円増加)、当期純利益は678億円(同比264億円増加)となりました。また、当行グループの当事業年度における経営管理上のセグメント利益の合計は818億円(同比119億円増加)となりました。

セグメント別では、法人部門は、顧客基盤の拡充や収益力の強化に向けた取り組みが成果を上げつつあることに加えて、不良債権処理の進捗による貸倒引当金取崩益や大口の有価証券配当収入を計上したことから、順調に利益を計上しました。

金融市場部門は、顧客基盤拡充に向けた継続的な取り組みに注力するとともに、他部門とも連携しつつ、お客さまのニーズに即した商品の開発・提供に努めた結果、前事業年度に比べて増益となりました。

個人部門について、まずリテールバンキング本部は、積極的に業務展開したものの業務粗利益が伸び悩み、また第二次中期経営計画を円滑に遂行するための諸施策の積極的な展開による経費の増加等により、前事業年度に比べて減益となりました。

次にコンシューマーファイナンス本部は、レイクは引き続き順調に推移し、アプラスフィナンシャルにおいてもショッピングクレジット事業等の取り扱いが増加したこと等から業務粗利益が前事業年度に比べて増加し、貸出金増加に伴う与信関連費用の増加はあったものの、引き続き順調に利益を計上しました。

なお、利息返還損失引当金については、将来の過払リスクを再計算し、当事業年度に40億円の追加繰入を実施いたしました。

〔経営勘定／その他〕は、ALM業務において、前事業年度では大幅な市場変動に伴う金利リスク回避を目的とした国債売却損を計上したのに対して、当事業年度は国債等の債券関係損益が堅調に推移したため、全体の利益は前事業年度に比べて改善しました。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	平成26年度(当期)						
	法人部門				金融市場部門		
	法人営業本部	プリンシパル ランザクションズ 本部	昭和リース	その他 法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場 部門
業務粗利益	32,115	26,228	14,995	2,639	3,514	8,605	3,822
資金利益	23,246	13,051	△2,168	△435	1,427	1,939	226
非資金利益	8,869	13,176	17,164	3,075	2,087	6,666	3,595
経費	12,146	5,151	8,165	1,552	2,309	3,296	3,768
与信関連費用 (△は益)	△4,400	△352	△1,236	2,023	11	39	0
セグメント利益 (△は損失)	24,370	21,429	8,066	△936	1,193	5,268	53

	個人部門				経営勘定/その他		合計
	リテールバン キング本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャリー本部	その他	
		新生ファイナ ンシャル	アプラス ファイナ ンシャル	その他			
業務粗利益	30,343	54,668	50,199	1,440	6,460	307	235,342
資金利益	23,811	57,345	6,455	1,226	340	△5	126,462
非資金利益	6,532	△2,677	43,744	213	6,119	312	108,879
経費	34,463	32,469	35,575	666	1,600	523	141,689
与信関連費用 (△は益)	△216	9,411	6,741	△164	-	△4	11,852
セグメント利益 (△は損失)	△3,902	12,787	7,883	938	4,860	△211	81,800

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団が対処すべき課題】

当行グループは、「第一次中期経営計画」を踏まえ、持続的な成長と経営理念の実現を確かなものとするため、「特色ある事業基盤の確立」、「収益の増加と財務体質の一層の改善」、「顧客から共感され、社会・市場から必要とされる金融グループへ」の三つを目標に掲げた「第二次中期経営計画」（対象期間：平成26年3月期から平成28年3月期）を平成25年3月に策定いたしました。平成28年3月期は同計画の最終年度となることから、計画の達成に向けて、以下のとおり各種戦略施策、体制の強化に引き続き全力で取り組んでまいります。

また、第二次中期経営計画期間中の成果の見極めや計画と実績とのギャップ分析など十分な総括を行った上で、平成29年3月期以降を対象とする新たな（第三次）中期経営計画の検討を進めてまいります。次期中期経営計画は、深度あるビジネス環境分析を踏まえ、当行が将来的に目指す姿、中長期的なビジネスビジョンを十分に議論しつつ策定していく所存です。

1. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。

（法人業務）

法人業務については、事業参画を通じた企業・産業・地域の成長支援と、専門能力の強化・実践を基本戦略とし、「医療・ヘルスケア」、「再生可能エネルギー」、「創業支援・企業再生支援」を重点分野に定め、当該分野における知見・ネットワーク・金融機能の融合による最高のサービスの提供による差別化を促進します。また、当行グループの専門性のある分野を一層強化し、不動産ファイナンスにおけるポートフォリオの再構築と収益の確保、今後成長が見込まれるストラク

チャードファイナンス分野での新たな取り組み強化、金融円滑化法終了後の対応における他の金融機関などとの連携を通じた、当行グループの事業再生ノウハウの提供、マーケットソリューション能力の充実・強化などに積極的に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、お客さまの問題を自らの課題として取り組む「事業参画」アプローチを基本に、法人営業体制を強化し、顧客基盤の更なる拡大を図ります。クレジットトレーディング業務、プライベートエクイティ業務については、平成25年7月に組成した新生プリンシパルインベストメンツグループを通じて、これまで築き上げてきた経営資源やノウハウをベースに、組織の効率性向上と業務の一層の高度化を図り、積極的に事業を展開してまいります。金融法人に対しては、多面的な機能提供による取引深耕と業務協調を推進するとともに、強固な金融法人ネットワークを通じた提携ビジネスを推進いたします。海外については、地域金融機関や海外の現地金融機関と連携して、お客さまの海外展開を引き続き支援するとともに、欧州やアジア・オセアニア地域などでの優良なプロジェクトファイナンス案件への取り組みを強化してまいります。

（個人業務）

当行では、当行グループ全ての機能を活用し、運用・決済・融資・コンサルティングなど幅広い接点を通じた多面的なお取引の提供により、コア顧客の拡大に注力してまいります。このため、店舗・コールセンター・インターネットそれぞれの特性を活かしたチャネル間の連携の強化、お客さまの視点に立った投資信託や仕組債などの商品・サービスの他社に先んじての提供、コンサルティング力のさらなる強化などを図り、新たなリテール金融モデルの実現を目指します。また、ローンビジネスについては、お客さまのニーズをより深く理解した住宅ローン商品の拡充、無担保カードローン市場における信頼される貸し手としての地位の確立、地域金融機関との連携による保証業務の拡大などに取り組む、さらなる拡大・発展を目指します。海外については、アジア地域での中間層の拡大に伴う小口資金ニーズに対して、無担保ローンや割賦などの活用

を検討するとともに、国内のお客さまの海外での資金運用ニーズへの対応も検討してまいります。

2. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「バーゼルⅢ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。また、バーゼルⅢに対しては、規制上は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した経営を行い、必要な体制準備や施策に取り組んでまいります。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、①経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、社外取締役の監督のもとで取締役会において当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備などを実施し、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しています。また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員および各業務部門の部門長がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役、部門長である執行役員などからなる経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。

当行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企

業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

「第二次中期経営計画」の実行を支える経営インフラの整備のうち、ITシステムの安定稼働に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題と考えています。現行システムの安定稼働に向け、重点的に経営資源の投入を行うとともに、中長期の経営方針に沿った堅牢で安定的なシステムの構築に取り組んでまいります。

3. 経営健全化計画の達成

当行は、平成25年3月に公表した「経営の健全化のための計画」（以下「経営健全化計画」）の進捗状況や経済状況を踏まえて、新しい経営健全化計画を平成27年3月に金融庁に提出いたしました。当事業年度については、平成25年3月に策定した「第二次中期経営計画」に沿って業務運営を行った結果、単体実質業務純益は423億円、単体当期純利益は457億円となり、いずれも経営健全化計画の目標値を上回る結果となりました。

今後、次期中期経営計画の策定にあわせて、経営健全化計画についても必要な見直しを行ってまいります。

当行といたしましては、引き続き公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、経営健全化計画の達成に向けて、全社員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（注記）3. については、子会社等を含まない記述となっております。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

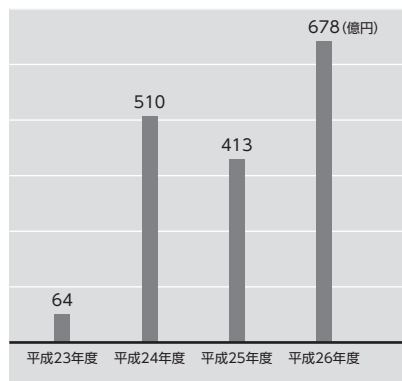
イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

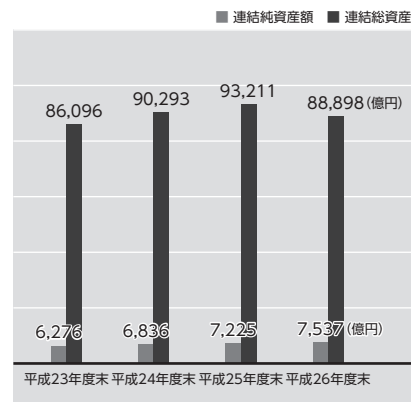
	平成23年度 (第12期)	平成24年度 (第13期)	平成25年度 (第14期)	平成26年度 (当期)
連結経常収益	4,132	3,860	3,752	3,973
連結経常利益	167	544	441	730
連結当期純利益	64	510	413	678
連結包括利益	240	627	491	813
連結純資産額	6,276	6,836	7,225	7,537
連結総資産	86,096	90,293	93,211	88,898

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結当期純利益



連結純資産額／連結総資産



ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度 (第12期)	平成24年度 (第13期)	平成25年度 (第14期)	平成26年度 (当期)
預 金	57,882	58,362	61,942	56,002
定期性預金	32,976	32,554	35,821	29,541
その他	24,905	25,808	26,120	26,461
債 券 発 行 高	2,968	2,650	417	323
利付債券	2,968	2,650	417	323
割引債券	—	—	—	—
社 債	2,122	2,207	2,218	1,484
貸 出 金	41,026	42,244	42,357	42,229
個人向け	9,561	11,565	13,040	13,976
中小企業向け	16,580	15,835	15,187	13,380
その他	14,884	14,842	14,129	14,872
特定取引資産 (トレーディング資産)	1,566	2,589	2,350	2,791
特定取引負債 (トレーディング負債)	1,276	2,262	2,065	2,591
有 価 証 券	22,866	22,826	19,778	18,637
国 債	12,851	13,373	11,267	9,908
その他	10,015	9,452	8,510	8,729
総 資 産	78,744	83,076	84,867	78,726
純 資 産 額	6,441	6,658	6,994	7,367
内 国 為 替 取 扱 高	208,650	194,947	203,852	205,739
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 12,432	百万ドル 10,969	百万ドル 11,042	百万ドル 10,166
経 常 利 益	百万円 18,119	百万円 25,710	百万円 37,667	百万円 47,851
当 期 純 利 益	百万円 13,894	百万円 24,656	百万円 36,454	百万円 45,740
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 5 23	円 銭 9 29	円 銭 13 73	円 銭 17 23

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 預金及び内訳のその他には譲渡性預金が含まれております。
 3. 平成26年度の預金残高は、前年度比5,940億円減少しましたが、引き続き、個人のお客さまからの預金を中心に十分な水準を維持しております。
 4. 金融債の発行を平成25年4月27日に終了し、財形金融債の残高を財形預金に振替えたことから、平成25年度の債券発行高は2,233億円減少しております。
 5. 損益は増益傾向で推移しており、平成26年度の当期純利益は前年度比93億円増の457億円となりました。

(3) 企業集団の使用人の状況

使用人数	当 年 度 末													合 計
	法 人 部 門				金 融 市 場 部 門			個 人 部 門			経 営 勘 定 他	合 計		
	法人営業本部	プリンシパル・トラジャ・クシヨンス本部	昭 和 昭 和	そ の 他 法 人 部 門	金 融 法 人 本 部	市 場 営 業 部 本 部	そ の 他 金 融 市 場 部 門	リ テー ル バ ン キ ン グ 本 部	コ ン シ ュ ー マ ー ・ フ ァ イ ナ ン ス 本 部				ト レ ジ ャ リ ー 本 部	
381	148	522	45	70	68	139	702	1,019	1,383	57	21	745	5,300	

使用人数	前 年 度 末													合 計
	法 人 部 門				金 融 市 場 部 門			個 人 部 門			経 営 勘 定 他	合 計		
	法人営業本部	プリンシパル・トラジャ・クシヨンス本部	昭 和 昭 和	そ の 他 法 人 部 門	金 融 法 人 本 部	市 場 営 業 部 本 部	そ の 他 金 融 市 場 部 門	リ テー ル バ ン キ ン グ 本 部	コ ン シ ュ ー マ ー ・ フ ァ イ ナ ン ス 本 部				ト レ ジ ャ リ ー 本 部	
366	152	511	34	70	67	123	623	1,005	1,347	53	23	690	5,064	

(注) 使用人数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 当行

① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道・東北地区	2	(-)	2	(-)
関東地区 (うち東京都内)	19	(3)	21	(5)
中部地区	(12)	(1)	(12)	(1)
近畿地区	2	(-)	2	(-)
9	(4)	11	(6)	
中国・四国・九州地区	3	(-)	3	(-)
国内計	35	(7)	39	(11)
海外	-	(-)	-	(-)
合計	35	(7)	39	(11)

(注) 当年度末においてレイク事業無人店舗763店を有しております。また、店舗外現金自動設備は当年度において、全廃しております。

- ② 当行の当年度新設営業所
該当事項はありません。
- ③ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。
- ④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ. 子会社

① 法人部門

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生信託銀行株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生プリンシパルインベストメンツ株式会社	本店	東京都千代田区大手町1-9-7
昭和リース株式会社	本店	東京都文京区後楽1-4-14

② 金融市場部門

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生証券株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生インベストメント・マネジメント株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3

③ 個人部門

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生フィナンシャル株式会社	本店	東京都千代田区鍛冶町1-7-7
シンキ株式会社	本店	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社アプラスフィナンシャル	東京本部	東京都新宿区新小川町4-1

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

事業セグメント		金額
当行(注) 2		5,087
子会社	法人部門	1,082
	金融市場部門	88
	個人部門	4,347
	経営勘定/その他	-
合計		10,605

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

- . 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社アプラスフィナンシャル	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年 10月6日	15,000	95.07 (91.51)	-
昭和リース株式会社	東京都文京区	リース業務	昭和44年 4月2日	29,360	97.84	-
シンキ株式会社	東京都豊島区	金融業務	昭和29年 12月1日	100	100.00 (100.00)	-
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	金融業務	平成3年 6月3日	100	100.00	-
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務	平成8年 11月27日	5,000	100.00	-
新生証券株式会社	東京都中央区	証券業務	平成9年 8月11日	8,750	100.00	-
新生プリンシパルインベストメンツ株式会社	東京都千代田区	金融商品取引業務	平成18年 4月11日	100	100.00	-

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。

3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社および子法人等は179社、持分法適用会社は19社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
都市銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行
三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社
その他
株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行、かながわ信用金庫
2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行っております。
3. 当行は、株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された提携ATMによる現金入出金サービスを提供しております。
4. 当行は、株式会社ビューカードと提携し、同社がJR東日本の駅等に設置するATM「VIEW ALTTE」（ビューアルツテ）において、現金自動引出しサービスを提供しております。
5. 当行は、ビザ・ワールドワイドと提携し、海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金サービスを行っております。
6. 当行は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と提携し、同社の共通ポイントサービス「Tポイント」を利用する「T会員」を対象とした金融商品・サービスのご案内を行っております。
7. 当行は、連結子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「新生アプラスゴールドカード」「新生アプラスカード」の申込み取次ぎを行っております。
8. 当行は、平成23年10月からサービスを開始しております「新生銀行カードローン レイク」について、保証会社として当行連結子会社である新生フィナンシャル株式会社と保証委託契約を締結しております。
9. 当行は、株式会社東和銀行と業務提携を行っております。
10. 当行は、信金中央金庫、信金キャピタル株式会社と、信用金庫の取引先に対する事業承継支援に関する業務協力協定を締結しております。
11. 当行は、ベトナムの大手民間商業銀行Military Commercial Joint-Stock Bankと、ビジネスマッチング業務や融資業務などについて業務提携契約を締結しております。
12. 当行は、株式会社フォーバルと、中小企業のASEAN（東南アジア諸国連合）進出支援事業に関する業務契約を締結しております。
13. 当行は、インドの商業銀行YES BANK, Limitedと、情報共有、ビジネスマッチング、シンジケーション、融資、投資銀行業務、貿易金融、送金業務、トレジャリー業務などの広範な業務について、業務提携契約を締結しております。
14. 当行は、当行の持分法適用会社である台湾の金融持ち株会社、日盛金融控股股份有限公司（Jih Sun Financial Holdings Co., Ltd.）とビジネスマッチング業務、融資・貿易金融関連業務、アドバイザリー業務や資金運用商品の提供などの広範な業務分野について、業務協調に関する覚書を締結しております。
15. 当行は、マレーシアの大手商業銀行RHB Bank Berhadと、戦略的パートナーとして法人向け業務に関する業務提携の覚書を締結しております。
16. 当行は、マレーシアの大手商業銀行CIMB Bank BerhadならびにCIMB Investment Bank Berhadと、法人向け業務に関する業務提携の覚書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

- イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
該当事項はありません。
- ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの
該当事項はありません。
- ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの
該当事項はありません。
- 二. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承のうち重要なもの
該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
当麻茂樹	代表取締役社長	—	—
中村行男	代表取締役副社長	—	—
J. クリストファー フラワーズ	取締役(社外)	J. C. フラワーズ社 マネージングディレクター兼最高経営責任者 ケスラーグループ アドバイザリーボードメンバー フラワーズ・ナショナル銀行 会長 NIBCホールディング スーパーバイザリーボードメンバー	—
アーネスト M. 比嘉	取締役(社外)	株式会社ヒガ・インダストリーズ 代表取締役会長 ウェンディーズ・ジャパン合同会社 最高経営責任者 株式会社ジェーシー・コムサ 社外取締役 コロンビアビジネススクール 理事 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 特別理事 公益社団法人経済同友会 幹事	—
可児 滋	取締役(社外)	横浜商科大学 特任教授	—
榎原 純	取締役(社外)	株式会社ネオテニー 取締役会長 マネックスグループ株式会社 社外取締役 フィリップモリスインターナショナル 社外取締役	—
永田 信哉	常勤監査役	—	同氏は、当行において財務・会計に係る業務に長年にわたって従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相見に当程度の知見を有するものであります。
志賀 こそ江	監査役(社外)	弁護士 特種東海製紙株式会社 社外監査役 株式会社東横イン 社外取締役	—
富村 隆一	監査役(社外)	株式会社シグマクス 取締役副社長 株式会社プラン・ドウ・シー 社外取締役	—

(注) 1. 社外取締役 アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純の各氏及び社外監査役 志賀こそ江、富村隆一の各氏は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員届出書を提出しております。

2. 当行は執行役員制度を導入しており、平成27年3月31日現在の取締役兼務を含む執行役員の人数は25名となります。

(2) 会社役員に対する報酬等
当該年度にかかる役員報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等	摘要
取締役	8名 (内 退任済み 2名)	156百万円	
監査役	5名 (内 退任済み 2名)	77百万円	
計	13名 (内 退任済み 4名)	233百万円	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が2名おります。
 3. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしておりません。
 4. 平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会決議において、取締役の報酬等の限度額は、年額180百万円（うち社外取締役50百万円）、監査役の報酬等の限度額は、年額60百万円と、決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 5. 上記には、当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額47百万円が含まれております（取締役21百万円、監査役25百万円）。
 6. 平成26年6月18日開催の第14期定時株主総会決議に基づき、平成23年6月22日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名及び平成26年6月18日開催の第14期定時株主総会決議終結の時をもって退任した監査役1名に対し、退職慰労金として11百万円を支払いました。当該金額は、上記の「報酬等」に含めて記載しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況		銀行と当該他の法人等との関係
J. クリストファース フ ラ ワ ー ス	J. C. フラワーズ社	マネージング ディレクター兼 最高経営責任者 (業務執行者)	J. C. フラワーズ社が助言を行っている ファンドの投資家が、同じく同社より 助言を得ている当行主要株主への投資 を通じて間接的に当行に投資してい ます。当行は同社が助言を行っている ファンドに投資しています。
	ケスラーグループ	アドバイザリー ボードメンバー	ケスラーグループに対し当行は間接的 に出資を行っております。
	フラワーズ・ナショナル銀行	会長	フラワーズ・ナショナル銀行と当行に は資本関係その他、特に記載すべき関 係はありません。
	NIBCホールディング	スーパーバイザ リーボードメン バー	NIBCホールディングに対し当行は間 接的に出資を行っております。
アーネスト M. 比嘉	株式会社ヒガ・インダストリ ーズ	代表取締役会長 (業務執行者)	株式会社ヒガ・インダストリーズと当 行には資本関係その他、特に記載すべ き関係はありません。
	ウェンディーズ・ジャパン合 同会社	最高経営責任者 (業務執行者)	ウェンディーズ・ジャパン合同会社と 当行には資本関係その他、特に記載す べき関係はありません。
	株式会社ジェーシー・コムサ	社外取締役	株式会社ジェーシー・コムサと当行に は資本関係その他、特に記載すべき関 係はありません。
	コロンビアビジネススクール	理事	コロンビアビジネススクールと当行に は資本関係その他、特に記載すべき関 係はありません。
	一般社団法人東京ニュービジ ネス協議会	特別理事	一般社団法人東京ニュービジネス協議 会と当行には資本関係その他、特に記 載すべき関係はありません。
	公益社団法人経済同友会	幹事	公益社団法人経済同友会と当行には資 本関係その他、特に記載すべき関係は ありません。
可 児 滋	横浜商科大学	特任教授	横浜商科大学と当行には資本関係その 他、特に記載すべき関係はありません。

氏名	兼職その他の状況		銀行と当該他の法人等との関係
榎原 純	株式会社ネオテニー	取締役会長 (業務執行者)	株式会社ネオテニーと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	マネックスグループ株式会社	社外取締役	当行からマネックスグループ株式会社に対する融資取引があります。資本関係その他の関係はありません。
	フィリップモリスインターナショナル	社外取締役	フィリップモリスインターナショナルと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
志賀 こず江	特種東海製紙株式会社	社外監査役	特種東海製紙株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社東横イン	社外取締役	株式会社東横インと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
富村 隆一	株式会社シグマクス	取締役副社長 (業務執行者)	株式会社シグマクスと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社プラン・ドゥ・シー	社外取締役	株式会社プラン・ドゥ・シーと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
J.クリストファー フラワーズ	社外取締役 14年 取締役(非常勤) 1年	当事業年度開催の取締役会 8回中全てに出席	議案、審議全般において、金融に関する豊富な知識に基づき、必要な発言、助言を適宜行っております。
アーネスト M. 比嘉	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 8回中全てに出席	消費者を対象とした事業に関する豊富な知識と経営者としての経験に基づき、議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
可 児 滋	10年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 8回中全てに出席	専門分野であるリスク管理の観点から議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
榎 原 純	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 8回中全てに出席	金融に関する豊富な知識に基づき、議案全般において必要な発言、助言を適宜行っております。
志 賀 こず江	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 8回中全て、監査役会12回中 全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
富 村 隆 一	9ヶ月	平成26年6月就任後当事業 年度開催の取締役会7回中 6回、監査役会9回中全てに 出席	企業経営者及びコンサルタントとしての豊富な経験と情報システムを含む幅広い知識に基づき、議案、審議につき発言、助言を行っております。

なお、当行は、平成26年10月30日に、池袋労働基準監督署から、時間外労働に対する割増賃金の支払いなどについての是正勧告及び指導を受けました。上記社外役員は、日頃から取締役会や監査役会等において法令遵守の徹底について注意喚起をしており、当該事実の発生後は、労働基準法その他法令の遵守体制の一層の強化を求めるなど、必要な対応を行いました。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
J.クリストファー フラワーズ アーネスト M. 比嘉 可 児 滋 榎 原 純 志 賀 こず江 富 村 隆 一	社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役および社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。

(4) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
社外役員 の報酬等 の総額等	9名 (内 退任済み 3名)	89百万円	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。
 3. 上記には、当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額28百万円が含まれております（取締役21百万円、監査役7百万円）。
 4. 平成26年6月18日開催の第14期定時株主総会決議に基づき、平成26年6月18日開催の第14期定時株主総会決議終結の時をもって退任した監査役1名に対し、退職慰労金として5百万円を支払いました。当該金額は、上記の「報酬等」に含めて記載しております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 4,000,000千株
発行済株式の総数 2,750,346千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

38,081名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111)	323,680千株	12.19%
預金保険機構	269,128千株	10.14%
株式会社整理回収機構整理回収銀行口	200,000千株	7.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	151,446千株	5.70%
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113)	110,449千株	4.16%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	105,053千株	3.95%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	92,773千株	3.49%
JAMES CHRISTOPHER FLOWERS 380603	76,742千株	2.89%
CREDIT SUISSE SECURITIES (USA) LLC SPCL. FOR EXCEL. BEN	47,695千株	1.79%
EUROCLEAR BANK S.A./N.V.	45,813千株	1.72%

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(96,428千株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. JAMES CHRISTOPHER FLOWERS 380603名義の株式は、当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成17年6月27日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	4,826個	1,255個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	4個/1名	2個/1名
社外取締役の保有状況	50個/2名	-
監査役の保有状況	3個/1名	-
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式2,031,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式434,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第13回新株予約権	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成18年5月23日
発行日	平成18年5月25日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	5,342個	1,439個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	4個/1名	2個/1名
社外取締役の保有状況	50個/2名	-
監査役の保有状況	3個/1名	-
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式1,948,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式428,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	825円	825円
新株予約権を行使する ことができる期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第17回新株予約権	第20回新株予約権
取締役会決議日	平成19年5月9日	平成20年5月14日
発行日	平成19年5月25日	平成20年5月30日
発行した新株予約権の数	3,306個	2,830個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	-	-
社外取締役の保有状況	20個/2名	20個/2名
監査役の保有状況	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式1,224,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式1,139,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	555円	416円
新株予約権を行使することができる期間	平成21年6月1日から平成29年5月8日	平成22年6月1日から平成30年5月13日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	その他
有限責任監査法人 トーマツ	監査証明業務	396
	監査証明業務以外の業務	19
	報酬等計	416

- (注) 1. 業務執行社員は小暮和敏氏、早川英孝氏、濱原啓之氏、内田彰彦氏の4名です。
2. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
3. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	
監査証明業務	762
監査証明業務以外の業務	24
報酬等計	787

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を目的とする株主総会議案の内容を決定します。その場合、取締役会は、監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行定款第36条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使して行く方針であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）について、当行では、「内部統制規程」およびその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、業務執行取締役および執行役員は、自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全業務執行取締役、執行役員および従業員がこれに従うことを義務付けております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の確認と内部統制システム構築について基本方針の決定を行うことにしています。2014年度においては、2015年5月1日施行の改正会社法の改正内容への対応も含め、取締役会で決議しております。その概略は以下のとおりです。

- (1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
当行の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「新生銀行行動規範」を定めて、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。
「新生銀行行動規範」においては、職務に適用される全ての法令や規則の条文および精神の遵守、社内手続きに従うことを求めるとともに、違反報告義務を定めています。また、人権の尊重、誠実・公明な業務行為、個人としての行為についての規範も定めており、当行は、すべての役職員に対し、書面等で定期的に本規範を理解し遵守することを誓約させるとともに、これまで遵守してきたことを確約することを義務付けております。
- (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
当行の取締役の職務の執行にかかる情報については、その保存媒体に応じ、漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、当行の監査役の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、当行の取締役および従業員の職務執行に関する情報については、当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。
「情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。このポリシーの下、各種社内手続きに従う形で各種情報資産が作成、保存され、また、その特性に応じて適切に管理され、アクセスを認可されたものだけが必要なときにアクセス出来る機密性・完全性・可用性を確保しております。また、同ポリシーでは、情報の取り扱いに際してのコンプライアンスの遵守、必要最小限の開示の原則、情報セキュリティ体制の導入および運用、情報資産の分類及び管理、教育・訓練について定めています。
- (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
当行の損失の危険の管理のため、当行は「リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。
「リスクマネジメントポリシー」では、当行および当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針を定めており、そのリスク管理は「マクロアプローチ」（経営機関による資本・資源の配分と評価）と、「規格化された業務管理フレームワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②リスクポリシー委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、ALM委員会、市場取引統轄委員会、新規事業・商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、および③リスク管理部門の機能・役割と責任等を規定しております。このポリシーの下、各種の社内手続きが整備され、各担当部門や各委員会を通じてリスクマネジメントを実施しております。

また、大規模な災害、事故その他の当事業活動に対する中断事由が生じた場合に備えて、業務継続体制管理委員会を設置、業務継続体制に関する各種規程を定め、重要業務を継続し、お客さまや社会に対する責務を最大限遂行するための体制を確保することとしております。

- (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当行は、日常の業務執行の機動性・効率性を確保するため執行役員制度を採用し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員および各業務部門長が、「業務執行規程」に従い、それぞれ管掌する業務を遂行する体制をとっております。

「業務執行規程」には、業務執行取締役および執行役員の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業避止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行にかかる情報の保存および管理、さらに取締役社長が業務執行に関する決定を行う機関として業務執行取締役および部門長である執行役員レベルからなる経営会議の設置、業務執行取締役および執行役員の職務権限と責任など、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。

- (5) 当行ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）

当行全体の経営方針やビジネスプランおよびリスク管理やコンプライアンス態勢と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」に従って行われます。

「子会社・関連会社ポリシー」は、①子会社・関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時に当行全体の戦略や方向性との整合性の確保、②当行と同レベルのリスク管理や事務の実行、業務効率化の指導、③子会社・関連会社としてのファイアウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守、レピュテーションの維持、適切な内部統制の確立という子会社・関連会社の管理の3つの責務を明示し、当行グループ価値の極大化を図ることをその目的とし、主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任、経営会議での承認事項、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかわる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定し、当行グループ全体での業務の適正の確保に努めています。

- (6) 当行の監査役を補助すべき使用人、及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、同3号）

当行は、当行の監査役を補助するために監査役室を設置し、同室所属の従業員を監査役の職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査役の指揮命令に従い、その業務の結果を監査役に対して報告する義務を負うものとしています。

- (7) 前項の使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役室は、当行の監査役に直接報告を行っており当行の各取締役およびその業務ラインからは独立した組織として設置されており、職務補助者の任命・解雇・配転および人事異動等雇用に関する重要事項については、予め監査役会の同意を得ることとしております。また、職務補助者の賃金等の改定も予め監査役会の同意を得ることとしております。

- (8) 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- ① 当行の取締役および従業員は、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか当行取締役会または当行監査役会が定める事項を、当行の監査役に対して遅滞なく報告することとしています。
 - ② 当行の子会社の取締役、監査役、従業員は、当行子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか当行取締役会または当行監査役会が定める事項を、当行の監査役に対して遅滞なく報告することとしています。
 - ③ 前各号の事項について報告を受けた当行の取締役および従業員、並びに当行の子会社の取締役、監査役及び従業員は、当該事項を、当行の監査役に対して遅滞なく報告することとしています。
 - ④ 前各号のほか、当行の取締役および従業員、並びに当行の子会社の取締役、監査役及び従業員の当行の監査役に対する内部通報制度及び同制度に基づく報告については、「コンプライアンス・ホットライン手続」に基づき適切に処理することとしております。
- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）
前項に該当する報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、就業条件その他に関して一切不利な取扱いを受けないものとしています。
- (10) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）
当行は、監査役がその職務の執行について会社法第388条各号に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしています。また、当行の監査役は必要に応じ、法律上認められる範囲内に限り当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。
- (11) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
当行の取締役および従業員は、当行の監査役の監査に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとしています。
- (12) その他
当行では、取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断し、排除することを宣言しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために、監査部は、監査役会および取締役社長の承認を経て、取締役会が決定する「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を取締役社長および監査役会に対して報告することとしております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	881,776	預金	5,367,167
コールローン及び買入手形	30,000	譲渡性預金	85,565
買現先勘定	53,216	債券	32,300
債券貸借取引支払保証金	8,750	コールマネー及び売渡手形	230,000
買入金銭債権	93,412	売現先勘定	29,152
特定取引資産	317,399	債券貸借取引受入担保金	103,369
金銭の信託	233,918	特定取引負債	267,976
有価証券	1,477,352	借入金	805,217
貸出金	4,461,281	外国為替	27
外国為替	18,537	短期社債	96,000
リース債権及びリース投資資産	227,047	社債	157,505
その他資産	788,647	その他負債	481,359
有形固定資産	46,285	賞与引当金	8,774
建物	17,174	役員賞与引当金	88
土地	3,949	退職給付に係る負債	8,749
有形リース資産	17,615	役員退職慰労引当金	95
建設仮勘定	465	利息返還損失引当金	170,250
その他の有形固定資産	7,079	繰延税金負債	694
無形固定資産	49,655	支払承諾	291,795
ソフトウェア	19,437	負債の部合計	8,136,091
のれん	23,197	(純資産の部)	
無形リース資産	3	資本金	512,204
無形資産	6,350	資本剰余金	79,461
その他の無形固定資産	667	利益剰余金	209,419
退職給付に係る資産	3,625	自己株式	△72,558
債券繰延資産	12	株主資本合計	728,526
繰延税金資産	15,373	その他有価証券評価差額金	10,830
支払承諾見返	291,795	繰延ヘッジ損益	△11,501
貸倒引当金	△108,232	為替換算調整勘定	3,682
資産の部合計	8,889,853	退職給付に係る調整累計額	△515
		その他の包括利益累計額合計	2,496
		新株予約権	1,211
		少数株主持分	21,528
		純資産の部合計	753,762
		負債及び純資産の部合計	8,889,853

連結損益計算書 (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		397,394
資金運用収益	148,626	
貸出金利息	125,085	
有価証券利息配当金	20,713	
コールローン利息及び買入手形利息	142	
買現先利息	174	
債券貸借取引受入利息	8	
預け金利息	1,289	
その他の受入利息	1,212	
役員取引等収益	45,869	
特定取引収益	11,716	
その他業務収益	154,695	
その他経常収益	36,485	
償却債権取立益	8,056	
その他の経常収益	28,428	
経常費用		324,311
資金調達費用	22,164	
預金利息	10,749	
譲渡性預金利息	107	
債券利息	48	
コールマネー利息及び売渡手形利息	180	
売現先利息	12	
債券貸借取引支払利息	243	
借用金利息	4,730	
短期社債利息	416	
社債利息	5,175	
その他の支払利息	499	
役員取引等費用	21,171	
特定取引費用	189	
その他業務費用	99,715	
営業経費	152,895	
のれん償却額	5,780	
無形資産償却額	2,832	
その他の営業経費	144,282	
その他経常費用	28,175	
貸倒引当金繰入額	15,060	
その他の経常費用	13,114	
経常利益		73,082
特別利益		1,357
固定資産処分益	1,203	
その他の特別利益	153	
特別損失		1,679
固定資産処分損	211	
減損損失	1,415	
その他の特別損失	52	
税金等調整前当期純利益		72,760
法人税、住民税及び事業税	2,450	
法人税等調整額	908	
法人税等合計		3,358
少数株主損益調整前当期純利益		69,402
少数株主利益		1,528
当期純利益		67,873

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	512,204	79,461	146,002	△72,558	665,110
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,799		△1,799
会計方針の変更を 反映した当期首残高	512,204	79,461	144,203	△72,558	663,311
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△2,653		△2,653
当 期 純 利 益			67,873		67,873
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社増加による減少高			△0		△0
連結子会社減少による減少高			△2		△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	65,215	△0	65,215
当 期 末 残 高	512,204	79,461	209,419	△72,558	728,526

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	6,288	△8,769	267	△5,195	△7,409	1,221	63,667	722,590
会計方針の変更による 累積的影響額				△648	△648			△2,447
会計方針の変更を 反映した当期首残高	6,288	△8,769	267	△5,844	△8,057	1,221	63,667	720,142
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△2,653
当 期 純 利 益								67,873
自己株式の取得								△0
連結子会社増加による減少高								△0
連結子会社減少による減少高								△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,541	△2,731	3,414	5,328	10,553	△10	△42,139	△31,595
当期変動額合計	4,541	△2,731	3,414	5,328	10,553	△10	△42,139	33,620
当 期 末 残 高	10,830	△11,501	3,682	△515	2,496	1,211	21,528	753,762

第15期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	808,296	預金	5,514,725
現金	4,096	当座預金	62,777
預け金	804,199	普通預金	2,101,523
コールローン	30,000	通知預金	12,749
買現先勘定	53,216	定期預金	2,954,160
買入金銭債権	185,707	その他の預金	383,513
特定取引資産	279,159	譲渡性預金	85,565
特定取引有価証券派生商品	66,142	債券	32,300
特定金融派生商品	213,016	債券発行高	32,300
金銭の信託	166,285	コールマネー	230,000
有価証券	1,863,774	売現先勘定	29,152
国債	990,810	債券貸借取引受入担保金	101,280
地方債	514	特定取引負債	259,128
社債	83,901	特定取引有価証券派生商品	57,830
株式	396,967	特定金融派生商品	201,298
その他の証券	391,580	借入金	444,139
投資損失引当金	△3,370	借入金	444,139
貸出金	4,222,922	外国為替	27
割引手形	873	外国他店預り	2
手形貸付	34,628	未払外国為替	24
証書貸付	3,615,118	社債	148,423
当座貸越	572,303	その他負債	272,383
外国為替	18,537	未払法人税等	351
外国他店預け	15,380	未払費用	21,217
買入外国為替	42	前受収益	986
取立外国為替	3,113	先物取引差金勘定	17
その他資産	253,808	金融派生商品	193,519
前払費用	2,221	金融商品等受入担保金	26,927
未収収益	8,818	資産除去債務	7,249
先物取引差入証拠金	7,076	その他の負債	22,115
先物取引差金勘定	1,897	賞与引当金	4,645
金融派生商品	146,804	退職給付引当金	750
金融商品等差入担保金	12,944	役員退職慰勞引当金	47
社債発行費	402	支払承諾	13,381
その他の資産	73,642	負債の部合計	7,135,951
有形固定資産	18,609	(純資産の部)	
建物	13,538	資本金	512,204
建設仮勘定	16	資本剰余金	79,465
その他の有形固定資産	5,054	資本準備金	79,465
無形固定資産	8,988	利益剰余金	225,303
ソフトウェア	6,556	利益準備金	13,158
のれん	780	その他利益剰余金	212,144
リース資産	638	繰越利益剰余金	212,144
その他の無形固定資産	1,012	自己株式	△72,558
債券繰延資産	12	株主資本合計	744,415
債券発行費用	12	その他有価証券評価差額金	8,502
繰延税金資産	1,071	繰延ヘッジ損益	△17,395
支払承諾見返	13,381	評価・換算差額等合計	△8,893
貸倒引当金	△47,715	新株予約権	1,211
資産の部合計	7,872,684	純資産の部合計	736,733
		負債及び純資産の部合計	7,872,684

第15期 (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	175,751
資金運用収益	112,124
貸出金利息	75,873
有価証券利息配当金	33,007
コールローン利息	142
買現先利息	174
債券貸借取引受入利息	0
預け金利息	1,182
その他の受入利息	1,742
役務取引等収益	20,959
受入為替手数料	1,163
その他の役務収益	19,795
特定取引収益	5,021
商品有価証券収益	244
特定金融派生商品収益	4,777
その他業務収益	14,662
外国為替売買益	7,177
国債等債券売却益	5,235
国債等債券償還益	71
その他の業務収益	2,177
その他経常収益	22,984
貸倒引当金戻入益	5,662
償却債権取立益	2,160
株式等売却益	4,585
金銭の信託運用益	9,065
その他の経常収益	1,510
経常費用	127,900
資金調達費用	20,933
預金利息	10,768
譲渡性預金利息	109
債券利息	48
コールマネー利息	180
売現先利息	12
債券貸借取引支払利息	228
借入金利息	2,281
社債利息	6,804
金利スワップ支払利息	483
その他の支払利息	15

(単位：百万円)

科 目	金 額	
役務取引等費用	19,908	
支払為替手数料	1,367	
その他の役務費用	18,540	
特定取引費用	491	
特定取引有価証券費用	131	
その他の特定取引費用	360	
その他業務費用	3,589	
国債等債券売却損	589	
国債等債券償却	2,069	
債券発行費用償却	20	
社債発行費償却	94	
金融派生商品費用	240	
その他の業務費用	575	
営業経費	78,004	
その他経常費用	4,972	
貸出金償却	3,684	
株式等売却損	11	
株式等償却	417	
金銭の信託運用損	4	
その他の経常費用	854	
経常利益		47,851
特別利益		357
関係会社清算益	347	
その他の特別利益	10	
特別損失		1,842
固定資産処分損	130	
減損損失	1,163	
その他の特別損失	548	
税引前当期純利益		46,366
法人税、住民税及び事業税	△422	
法人税等調整額	1,047	
法人税等合計		625
当期純利益		45,740

第15期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	512,204	79,465	79,465	12,628	172,395	185,023	△72,558	704,135
会計方針の変更による 累積的影響額					△2,807	△2,807		△2,807
会計方針の変更を 反映した当期首残高	512,204	79,465	79,465	12,628	169,588	182,216	△72,558	701,328
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				530	△3,184	△2,653		△2,653
当期純利益					45,740	45,740		45,740
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	530	42,556	43,087	△0	43,086
当 期 末 残 高	512,204	79,465	79,465	13,158	212,144	225,303	△72,558	744,415

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等 合計		
当 期 首 残 高	5,140	△11,013	△5,873	1,221	699,483
会計方針の変更による 累積的影響額					△2,807
会計方針の変更を 反映した当期首残高	5,140	△11,013	△5,873	1,221	696,676
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△2,653
当期純利益					45,740
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,362	△6,381	△3,019	△10	△3,030
当期変動額合計	3,362	△6,381	△3,019	△10	40,056
当 期 末 残 高	8,502	△17,395	△8,893	1,211	736,733

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 新生 銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早 川 英 孝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱 原 啓 之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 彰 彦	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 新生 銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早 川 英 孝	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱 原 啓 之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 彰 彦	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

株式会社 新生銀行 監 査 役 会

常勤監査役 永 田 信 哉 ㊟

社外監査役 志 賀 こず江 ㊟

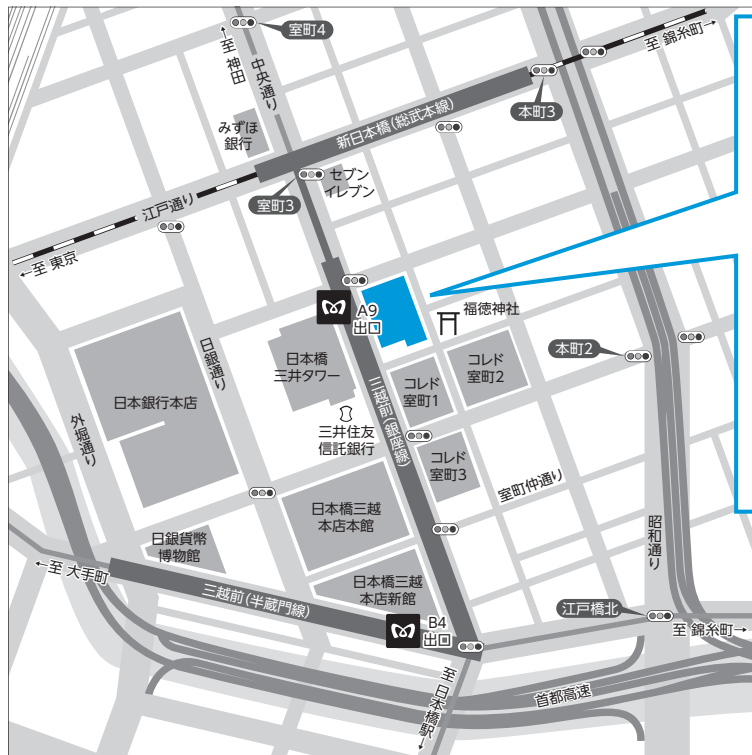
社外監査役 富 村 隆 一 ㊟

以 上

会場ご案内図

【会場】 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル YUITO 6階



野村コンファレンス
プラザ日本橋
(日本橋室町野村ビル)
“YUITO”6階

【交通のご案内】

- 地下鉄－東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅(A9出口方面) 徒歩約1分
- 地下鉄－東京メトロ 半蔵門線 三越前駅(B4出口) 徒歩約5分
- 地下鉄－東京メトロ 東西線・都営浅草線 日本橋駅(B12出口) 徒歩約10分
- JR線－総武本線 新日本橋駅(1番出口) 徒歩約4分
- JR線－中央線・山手線・京浜東北線 神田駅(南口) 徒歩約10分
神田駅からは、中央通りを日本橋方向に進む。

JR新日本橋駅、半蔵門線・銀座線三越前駅からは、**地下道でYUITOに直結しています。**

当日は、節電への協力の一環として、会場の空調設定温度を28℃とさせていただきます、役員一同「クールビズ」の軽装とさせていただきます。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

